

この手引は、平成 23 年 12 月 14 日付及び平成 24 年 1 月 10 日付で法人税法施行規則が改正されたことに伴い、平成 23 年 12 月 14 日以後に終了する事業年度及び平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する事業年度で使用する別表について、「平成 23 年版法人税申告書の記載の手引」に説明を追加又は補正したものです。

# 平成23年版 法人税申告書の記載の手引 (追補版)

平成 24 年 5 月

国 税 庁

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……………法人税法（昭 40 法律第 34 号）

措置法……………租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

## 別表一(一) 「普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書

### ○ 各欄の記載要領(追加分)

平成24年1月10日以後に終了する事業年度分の場合

(1) 一般の場合

| 欄             | 記 載 要 領  | 注 意 事 項 |
|---------------|--|---------|
| 「法人税額の特別控除額3」 | 平成24年1月10日以後に終了する事業年度については、この欄の算式を「(別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「19」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「22」+別表六(十五)「32」+別表六(十八)「24」+別表六(十九)「22」+別表六(二十二)「21」+別表六(二十五)「24」+別表六(二十六)「12」+別表六(二十六の二)「24」+別表六(二十六の三)「9」)」と読み替えて計算した金額を記載します。 |         |

## 別表三(一) 「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄   | 記 載 要 領   | 注 意 事 項 |
|---|---|---------|
| <p>「住民税額の計算の基礎となる法人税額5」<br/>           ((別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」)-別表六(十)「23」-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「22」-別表六(十五)「32」-別表六(十八)「24」-別表六(十九)「22」-別表六(二十二)「21」-<u>別表六(二十六の二)「24」</u>-<u>別表六(二十六の三)「9」</u>)</p> | <p>措置法第42条の4第6項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者等については、次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 平成23年4月1日以後に開始する事業年度<br/>           左記の算式により計算した金額から、(別表六(七)「16」+別表六(八)「19」+別表六(二十六)「12」)の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 平成23年4月1日前に開始した事業年度<br/>           左記の算式中「別表六(十五)「32」」とあるのを「(別表六(十五)「16」+「21」)」と読み替えて計算した金額から別表六(七)「15」の金額を控除した金額を記載します。</p> |         |

## 別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 23 年 12 月 14 日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄                    | 記 載 要 領  | 注 意 事 項  |                    |              |  |  |          |                    |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |
|----------------------|--|----------|--------------------|--------------|--|--|----------|--------------------|---|--|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄 | <p>「<b>災害により生じた損失の額</b>」の各欄共通</p> <p>棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して記載します。<br/>                 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。<br/>                 災害損失のあった資産の種類別の明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">資産の種類</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">災害前の帳簿価額</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">災害により生じた損失の額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">滅失等による損失</th> <th style="width: 20%;">原状回復の費用・被害拡大等防止の費用</th> <th style="width: 30%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table> | 資産の種類    | 災害前の帳簿価額           | 災害により生じた損失の額 |  |  | 滅失等による損失 | 原状回復の費用・被害拡大等防止の費用 | 計 |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |  |  |  |
| 資産の種類                | 災害前の帳簿価額   |          |                    | 災害により生じた損失の額 |  |  |          |                    |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |
|                      |  | 滅失等による損失 | 原状回復の費用・被害拡大等防止の費用 | 計            |  |  |          |                    |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |
|                      | 円  | 円        | 円                  | 円            |  |  |          |                    |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |
|                      |  |          |                    |              |  |  |          |                    |   |  |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄                  | 記 載 要 領   | 注 意 事 項 |
|--------------------|---|---------|
| 「 <b>当期控除額 2</b> 」 | <p>震災特例法第 18 条の 3 第 1 項(再投資等準備金)の規定の適用を受ける場合には、別表四「差引計 43」の「総額①」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の同欄の金額を記載します。</p> |         |

## 別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

平成 24 年 1 月 10 日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄                | 記 載 要 領  | 注 意 事 項 |
|------------------|--|---------|
| 「租税特別措置法適用条項 31」 | <p>措置法又は震災特例法による特別償却に関する規定又は割増償却に関する規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。</p> <p>また、その特別償却率又は割増償却率を「( )」に記載します。</p> <p>なお、震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にあつては、この欄の「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。</p> |         |

## 別表十六(九) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

○ この明細書の用途(補正分(※下線部が補正した箇所です。))

平成 23 年 12 月 14 日以後に終了する事業年度分の場合

この明細書は、法人が措置法第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) (震災特例法第 18 条の 6 第 1 項前段(準備金方式による特別償却)の規定により同法の特別償却又は割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。